教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて大切である。

しかし、現在、義務教育費国庫負担の割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、また、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において必要な教育予算を確保することは困難となっている。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。一方、 就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進み家計の 所得の違いが教育格差につながってきている。

本来、子どもたちは、様々な価値観や個性、ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁重な対応を行う必要がある。

地方自治体の財政力や保護者の収入の違いにより、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などにみられるように、OECD諸国に比べて脆弱であると言わざるを得ない。

教育は、未来への先行投資である。次世代を担う子どもたちがどこに生まれ育った としても、等しく良質な教育が受けられるようにすることが重要である。

そのため、教育予算を国としてしっかり確保・充実させる必要がある。

よって、国におかれては、教育予算の拡充のため、次の事項を実現されるよう強く 求める。

記

- 1.義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、 制度を堅持すること。
- 2.学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 3. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 28 日